

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実現するための具体的方策

アドミッション・ポリシーに基づいた、学生の受入れを推進するため、適切かつ広範な広報活動を実施し、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教養教育、専門基礎教育、専門教育を関連させ、一貫性のある教育課程の検討を継続する。

○教養教育の成果に関する具体的方策

- ・学生の障害理解、自立のための障害啓発の促進に向けて障害関係科目の充実を図る。
- ・国際化・情報化に対応したコミュニケーション・スキルを高めるため、言語・情報関係科目の充実を図る。

○専門教育の成果に関する具体的方策

- ・1年次からの専門教育の導入、学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応できる履修モデル等の検討・修正を行う。
- ・OSCE (Objective Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験) を実施し、実践的体験学習を推進することで視覚障害学生の専門職業人としての能力向上を目指し、社会性を備えた医療人の育成に努める。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・明確な成績評価基準をシラバスなどに記載する。
- ・適切な質の評価と保証を図るため、成績評価グレードポイント(GPA)制の導入について検討する。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・インターンシップなどを通して職業指導の充実と就職先の開拓を図るため、産業界や医療界との連携に努める。
- ・国家試験などの資格試験の合格率を高い水準に維持する。
- ・大学院説明会を通して学修意欲の高い学生には大学院への進学を奨励する。

○教職課程、理療科教員養成課程の設置に関する具体的方策

理療科教員養成課程の設置に向けて教育体制、履修プログラム等の検討を行う。

○9月入学、編入学を実現するための具体的方策

- ・9月入学(秋季入学)等についての具体的なニーズなどの調査、検討を行う。
- ・編入学についての具体的なニーズなどの調査、検討を行う。

(2) 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

○大学院課程を充実するための具体的方策

情報アクセシビリティ専攻(仮称)の設置に向けて必要な準備を行う。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・障害に配慮したきめ細かな指導ができるよう、少人数クラス、個別対応に必要な実施体制を点検し、改善を図る。
- ・他大学との単位互換、留学の奨励、企業等におけるインターンシップ及び学外実習など、本学以外の教育資源の活用を図る。

○専門教育の成果に関する具体的方策

大学院の教育理念と目標に基づき編成されたカリキュラムを確実に実施する。

○修了後の進路等に関する具体的方策

企業等との連携によるインターンシップを取り入れるなど、実践的な教育や企業内研修を実施する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・新カリキュラムと教職課程に対応した効果的な教員の配置、役割分担を明確にする。
- ・助教及びTAなどの活用により、少人数教育の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・聴覚障害、視覚障害を補償する設備の充実を図る。
- ・自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境を整備する。
- ・留学生、社会人入学者及び編入学者等に対して、個別対応ができる学修環境について検討する。
- ・附属図書館の「マスタープラン」に沿って、聴覚・視覚障害学生のための学修支援を行うとともに、教育研究等の環境を更に整備する。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教員相互の授業参観や学生による授業評価等を実施するとともに、評価の内容を教員と学生にフィードバックし、授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。
- ・教員の個人評価方法を見直す研究プロジェクトを立ち上げ調査、検討を行う。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進するとともに、新任教員に対して障害理解と障害者に対する指導法に関する研修を実施する。
- ・教員を対象とした教材作成や学習指導法等に関するFD、職員を対象とした手話、点字、情報保障等のスキルに関する研修を定期的実施する。

○学部等の教育実施体制等に関する具体的方策

- ・教職課程の教育実施体制を構築する。
- ・理療科教員養成課程の設置に向けて教育体制、履修プログラム等の検討を行う。
- ・学生のニーズや社会の変化に対応できるよう、入学定員の見直しについて検証を行う。
- ・大学院においては、教員の研究指導力の向上や研究設備などの充実を図る。
- ・教育関係共同利用拠点（障害者高等教育）として、人的・物的資源の共同利用等を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、オフィス・アワーを活用し、より良い学修・

生活支援を進める。

- ・チューター制やアドバイザー制により、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。

○就職支援等に関する具体的方策

- ・新たな就職先の開拓、進路・就職に関する講演会等の充実を図るとともに、学生のコミュニケーション特性に応じた面接指導を行う。
- ・障害に起因する社会生活上の困難や職場適応に関する相談対応等の就職後のフォローアップを推進する。
- ・職域開拓や職能開発に係る調査研究について、障害者の就職支援を行う機関等と連携して進める体制を整備する。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・経済的困窮者や成績優秀者に対する新たな制度に基づき入学料・授業料猶予、免除を実施するとともに、学生に対する相談支援体制を検討する。
- ・種々の奨学金等に関する情報収集を行い学生に提供する。

○社会人・留学生に対する具体的方策

留学生支援室（仮称）を設置するとともに、短期留学生制度の導入や社会人学び直しプログラムの見直しを行い多様なプログラムの整備に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性と重点的に取り組む領域

- ・学部や大学院の教育の充実と高度化を図るため、産業技術及び保健科学に係る専門分野の研究を推進する。
- ・西洋医学と漢方、鍼灸を含む東洋医学を統合した国際的なレベルの研究を更に推進する。
- ・リハビリテーションを含む西洋医学と漢方、鍼灸手技療法を含む東洋医学を統合した医療システムを構築し、学術的な検証を行う。
- ・聴覚・視覚障害者に対する教育方法、教育機器、教材、障害補償システム、情報保障システム及び教育支援システムについて研究開発を推進するとともに、他大学との共同研究及び他大学に学ぶ聴覚・視覚障学生に対する支援を推進する。
- ・日本語及びそれ以外の言語による手話、点字を含めた情報保障などの研究を行う。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果について、各種支援事業及び機関リポジトリ（NTUT リポジトリ）事業により、大学及び特別支援学校等に広く還元する。
- ・障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果について、企業等と連携して実用化を目指す。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・教員個人評価の結果をもとに教員の研究水準・成果を検証する。
- ・研究チームの研究水準の目標設定を検討するため、他大学や海外の研究業績の調査を実施する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・大学としての重点研究プロジェクトを設定し、学部や学科等を超えた研究ユニットを編成して研究

を推進するとともに、研究資金を重点的に配分する。

- ・ 研究スペースの配分の適正化を図り、重点研究プロジェクトのための研究施設を確保する。
- ・ 教室の利用状況を調査し、利用率の低い教室の共用スペース化を推進し、効率化を図る。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産の創出に関する啓発活動を行うとともに、教員の取得した特許、開発したシステム等については、産業界と協力して実用化を検討する。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

教員の個人評価結果をもとに、研究の内容・方針・体制の見直しを行うとともに、その評価結果を研究費配分、給与面に活用する範囲を広げるための調査、検討を継続する。

○研究実施体制等に関する具体的方策

- ・ 学際的研究分野としての聴覚障害及び視覚障害の「情報保障学」の確立を目指し、これまでの研究の蓄積を更に統合、推進できるよう、必要な取組を行う。
- ・ 聴覚障害及び視覚障害の情報保障に係る研究を推進する大学として他大学等との連携を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○地域社会との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・ 学外の関係団体等と連携・協力し、聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学習資料等の研究開発を進め、その成果を公開する。
- ・ 聴覚障害者、視覚障害者の情報アクセスを支援する人材（点訳者、音訳者及び要約筆記者等）の育成と技能の向上を図るため、研修会等を積極的に開催する。
- ・ 機関リポジトリの整備と研究成果の蓄積等により、地域住民及び聴覚・視覚障害関係者に対する図書や障害関係資料の利用促進を図る。
- ・ 筑波研究学園都市の特性に応じたコンテンツの蓄積、公開事業に貢献するため、本学で蓄積した研究成果を「つくばサイエンスリポジトリ」に提供する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

新技術の開発、特許取得、製品化及び障害者支援技術の普及を積極的に進めるため、関係機関と連携して産学交流会やシンポジウムを開催する。

○教育機関等との連携・支援に関する具体的方策

- ・ 教材や教育支援システムの開発等を通して、聴覚・視覚障害者の教育方法の改善に資するため、教育機関等のニーズに応じた情報提供、教育相談などを進める。
- ・ 開発した支援機器や学修資料を提供し、聴覚・視覚障害者の社会参加に貢献するとともに、両障害者支援に関する技術や情報を大学及び特別支援学校等に広く提供し、支援の拡大、普及に努める。

○他大学等との連携・支援に関する具体的方策

聴覚・視覚障害学生の支援に関する全国規模の大学間ネットワークを充実させ、他大学等で学ぶ聴覚・視覚障害学生等への支援を行い、両障害者の社会進出に貢献する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

外国人留学生のためのインターンシップ等の受入れを開始するとともに、国際交流協定締結大学等との学生、教職員の交流を深める。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・聴覚・視覚障害学生の留学に関する国際シンポジウムを開催する。
- ・これまで構築してきたマッサージに係るネットワークを通じて、アジア地域の障害者高等教育機関、関係団体との連携を強化するとともに、マッサージによる職業自立を図るなどの国際貢献を推進する。

(3) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

○良質な医療人養成の具体的方策

将来的な理学療法臨床教育の場として新たにリハビリテーション科を開設し、患者の確保や教育環境の準備を行う。更に、障害補償環境の充実を図り、鍼灸師の卒後教育について魅力ある教育ができるよう検討する。

○医療サービスの向上や質の高い医療の提供に関する具体的方策

- ・理学療法を加えた東西医学統合医療を実践し、有用かつ効率的な医療システムを検討する。
- ・東西医学に精通した医師、鍼灸師、理学療法士など医療者を配置し、医療者間の効率的な連携が図れるよう、システムの見直しを行う。
- ・地域のニーズを把握し、健康向上・維持に寄与するための活動を計画する。

○東西医学を統合した研究と診療、施術に関する具体的方策

既存の西洋医学と東洋医学による診療に加え、新たに理学療法を含めたシステムを体系化し、臨床現場に即した教育を行いながら地域医療に貢献する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

理事及び副学長の担当業務を検証するとともに、教職員の意見を学内運営に反映できる体制を整備する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

教学に関する事項を審議する全学委員会の見直しを行う。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

全学委員会等に事務系職員が参画し得る体制を拡充する。

○教育研究組織の見直しの具体的方策

- ・教職課程の認定に伴い、授業支援体制を整備するため必要な取組を行う。また、理療科教員養成課程の設置に向け、教育体制について更に検討を行う。
- ・留学生支援室（仮称）を設置する。
- ・入学定員の見直しや学科再編について、外部有識者会議を設置し検証する。

○法人運営の改善に関する具体的方策

- ・法人運営の改善のため、経営協議会における意見及びその対応状況を公表するとともに、監事監査等の結果を経営協議会等に報告し、業務運営に適切に反映させる。
- ・監査室機能の充実を図り、より効率的、効果的な内部監査を実施する。

○人事評価システムの活用に関する具体的方策

- ・教員については、個人評価に基づく評価を実施し、評価結果を昇給等の処遇に反映させるとともに、評価領域の検証を行う。
- ・事務系職員については、引き続き評価を実施し、評価結果を昇給等に反映するとともに、評価結果を職員にフィードバックする。

○柔軟で多様な人事制度に関する具体的方策

(教員に関すること)

- ・学長裁量枠による任期付き教員制度の規程等を整備するとともに、教員配置計画に基づき教員を採用する。
- ・多様な人材を採用するため、教員公募を推進する。

(事務系職員に関すること)

- ・近隣大学と引き続き、人事交流を行う。
- ・人事計画に基づき、引き続き、新任職員の採用を行う。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

一定額を学長裁量経費及び基盤的設備費として確保するとともに、中期目標・中期計画の達成のために必要な経費及び教育研究活動の積極的な取組を推進するための経費を確保する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

- ・情報化の推進、アウトソーシングの導入等により、事務処理の合理化・効率化を実現する。
- ・他大学等との共同研修を引き続き実施する。
- ・手話研修、点字研修、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修を継続的に実施する。

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

教育支援部門の事務体制を見直し、事務処理の効率化・合理化を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・科研費コーディネーター制度による必要な支援を行う。
- ・外部資金公募情報を収集し、教職員に情報提供する。
- ・本学の教育研究成果を社会に広く普及・公開する。
- ・外部研究資金の獲得を促進するため、関係情報を収集・提供するとともに、説明会等を開催する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

本学の特殊性を踏まえた公開講座の実施及び学内の施設・設備を積極的に地域住民等に開放し、自己収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○人件費の削減に関する具体的方策

国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を継続する。

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・パソコン等を活用したペーパーレス化会議の対象を更に拡大する。
- ・セグメントごとの各コスト情報を会議等で定期的に報告し、コスト意識の改革を行う。
- ・他機関と連携した共同調達等の契約方法の見直しを行い、コスト削減を図る。
- ・コスト削減及び温室効果ガス排出抑制の観点から、施設環境防災委員会省エネルギー対策WGにおいて必要な取組を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

今期間中に売却する職員宿舍の土地及び建物については、専門家等の助言を得て、売却方法等の検討を行うとともに、保有資産の効率的・効果的な運用に努める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

管理運営、教育に関する認証評価を受審し、その結果を公表する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的な方策

新たな広報媒体としてメールマガジンを試行的に導入するとともに、ホームページの内容を充実させる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ・施設環境防災委員会キャンパスマスタープラン作成WGにおいて、「キャンパスマスタープラン」の見直し検討を行う。
- ・施設環境防災委員会バリアフリー実施WGにおいて、聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設整備を検討し、計画的に行う。
- ・学内情報ネットワークの高度化を進め、円滑な情報通信網を整備する。

○施設等の有効活用に関する具体的方策

- ・新たな共有スペースを確保するため、引き続き施設の利用状況を点検・評価し、スペースの再配分を実施する。
- ・スペースチャージ制の導入の是非について、引き続き検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・外部安全衛生コンサルタントによる学内巡視を実施し、実施結果をフィードバックするとともに、必要に応じ、改善する。
- ・情報システムへの不正アクセス等に対応するセキュリティ対策や個人情報の適切な管理を引続き維

持する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

学生の健康管理及びキャンパス内における学生等の安全確保に関する必要な取組を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守等に関する具体的方策

- ・内部通報体制（窓口）の見直しを行い、より適切な通報窓口を設置する。
- ・コンプライアンスや服務規律に関して、教職員の法令遵守の意識を高めるため、必要な取組を行う。
- ・会計経理を適正に執行する。

VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

8億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・該当なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総 額 17	国立大学財務・経営センター施設費交付金（17）

（注1） 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2） 小規模改修について平成23年度以降は平成22年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・教員については、公募制を一層積極的に活用するとともに、教員の流動性を高める。
- ・事務職員等については、近隣の大学との連携の下に人事交流を行うとともに、事務組織の活性化を推進するため、新任職員の採用を計画的に進める。

- (参考1) 平成23年度の常勤職員数 185人
また、任期付職員の見込みを13人とする。
- (参考2) 平成23年度人件費総額見込み 1,749百万円

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

産業技術学部	産業情報学科 140人 総合デザイン学科 60人
保健科学部	保健学科 120人 情報システム学科 40人
技術科学研究科	産業技術学専攻 8人 保健科学専攻 6人

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 23 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,577
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	16
国立大学財務・経営センター施設費交付金	17
自己収入	389
授業料及び入学料検定料収入	239
附属病院収入	110
財産処分収入	0
雑収入	40
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	77
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継余剰金	0
計	3,076
支出	
業務費	2,965
教育研究経費	2,856
診療経費	109
施設整備費	17
船舶建造費	0
補助金等	16
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	77
貸付金	0
長期借入金償還金	1
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	3,076

[人件費の見積り]

期間中総額 1,749 百万円を支出する (退職手当は除く)。

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 1,395 百万円)

注) 「産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額 35 百万円。

2. 収支計画

平成 23 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,022
經常費用	3,022
業務費	2,452
教育研究経費	407
診療経費	76
受託研究費等	27
役員人件費	32
教員人件費	1,311
職員人件費	599
一般管理費	250
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	319
臨時損失	0
収益の部	3,023
經常収益	3,023
運営費交付金収益	2,447
授業料収益	198
入学金収益	27
検定料収益	3
附属病院収益	110
受託研究等収益	27
補助金等収益	16
寄附金収益	8
財務収益	1
雑益	39
資産見返運営費交付金等戻入	130
資産見返補助金等戻入	11
資産見返寄付金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	1
目的積立金取崩益	0
総利益	1

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 23 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,075
業務活動による支出	2,910
投資活動による支出	164
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	0
資金収入	3,075
業務活動による収入	3,058
運営費交付金による収入	2,577
授業料及び入学料検定料による収入	239
附属病院収入	110
受託研究等収入	28
補助金等収入	16
寄附金収入	14
その他の収入	74
投資活動による収入	17
施設費による収入	17
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0